

第 97 号議案

町区域の変更について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 18 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

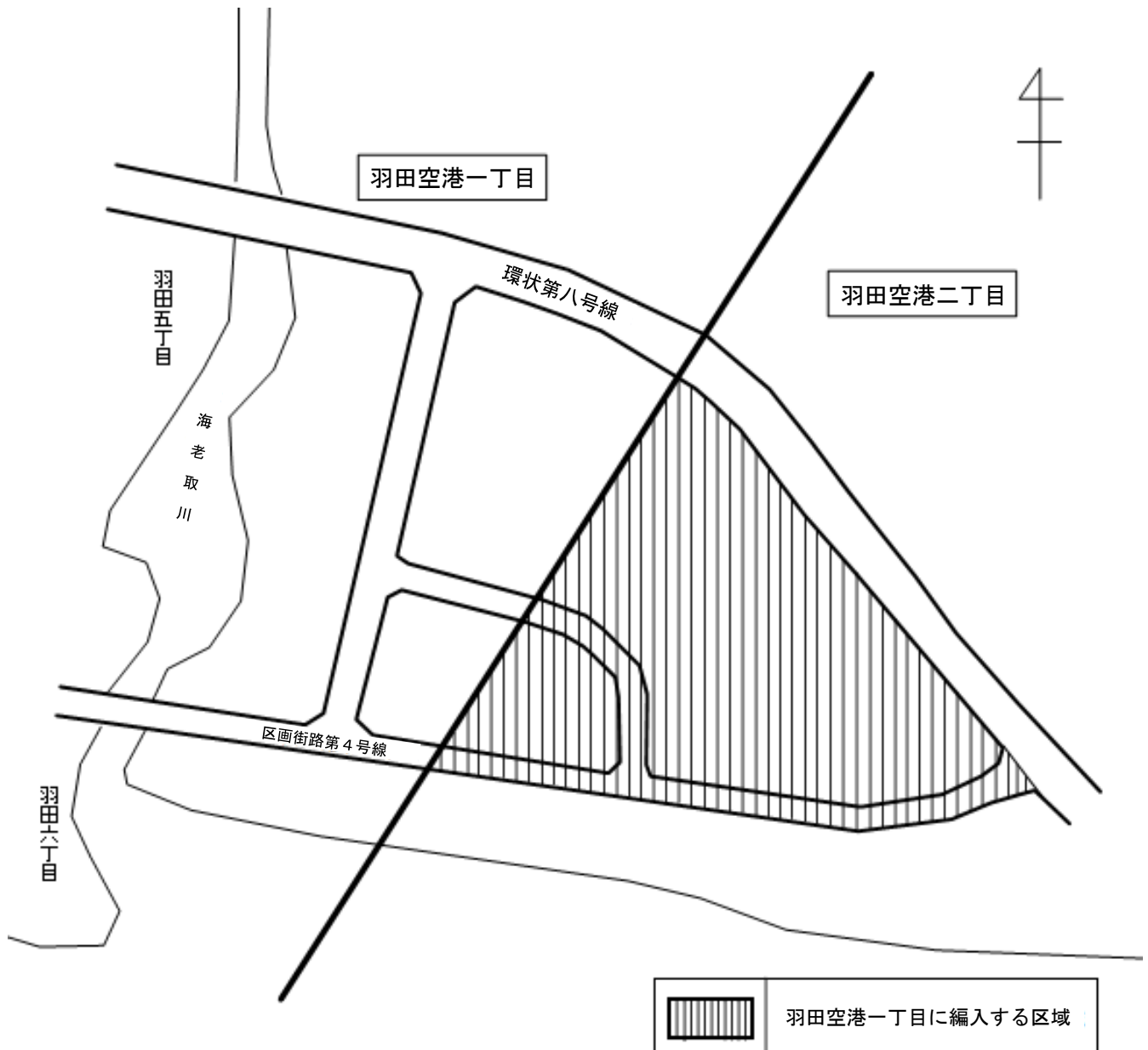
町区域の変更について

町区域を別図のとおり変更する。

(提案理由)

羽田空港跡地地区土地区画整理事業の施行に伴い、大田区羽田空港二丁目の一部を羽田空港一丁目の町区域に編入するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、この案を提出する。

町 区 域 変 更 図



第 98 号議案

京和橋落橋防止対策工事（その 3）請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 18 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

京和橋落橋防止対策工事（その 3）請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 京和橋落橋防止対策工事（その 3）
落橋防止装置等製作工
落橋防止装置等設置工
検査路設置工
車道舗装修繕工
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 2 億 9,590 万円
- 4 契約の相手方 大田区上池台二丁目 20 番 2 号
佐々木・栄伸建設工事共同企業体
代表者 大田区上池台二丁目 20 番 2 号
株式会社佐々木組
代表取締役 小林 光 一
構成員 大田区北千束二丁目 11 番 3 号 403
栄伸道路株式会社
代表取締役 渡 邊 俊 雄
- 5 工 期 契約有効の日から令和 8 年 1 月 30 日まで
(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 99 号議案

大田区池上会館特定天井及び内部改修その他工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 18 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区池上会館特定天井及び内部改修その他工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 大田区池上会館特定天井及び内部改修その他工事
特定天井等非構造部材の耐震改修工事
内部改修工事 |
| 2 | 契約の方法 | 制限付一般競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 金 7 億 6,450 万円 |
| 4 | 契約の相手方 | 大田区北千束一丁目 11 番 3 号
山田建設株式会社
代表取締役 山 田 照 |
| 5 | 工 期 | 契約有効の日から令和 9 年 2 月 26 日まで |

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 100 号議案

大田区営大森東一丁目住宅及び大田区立大森東福祉園外壁改修その他工事
請負契約について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 18 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区営大森東一丁目住宅及び大田区立大森東福祉園外壁改修その他工事
請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区営大森東一丁目住宅及び大田区立大森東福祉園外壁
改修その他工事
外壁改修工事
鉄部塗装改修工事
屋上防水改修工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 5 億 3,900 万円
- 4 契約の相手方 大田区東嶺町 30 番 17 号
株式会社河津建設
代表取締役 河 津 修 平
- 5 工 期 契約有効の日から令和 8 年 11 月 27 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 101 号議案

大田区池上会館特定天井及び内部改修その他電気設備工事請負契約について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 18 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区池上会館特定天井及び内部改修その他電気設備工事請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 大田区池上会館特定天井及び内部改修その他電気設備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 制限付一般競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 金 2 億 1,010 万円 |
| 4 | 契約の相手方 | 大田区北千束二丁目 31 番 3 号
新星電工株式会社
代表取締役 星 野 勤 |
| 5 | 工 期 | 契約有効の日から令和 9 年 2 月 26 日まで |

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 102 号議案

区の義務に属する損害賠償の額の決定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 18 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

区の義務に属する損害賠償の額の決定について

区道上の設置物転倒による負傷事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定する。

記

1 概要

平成 27 年 3 月 11 日午後 2 時 30 分頃、北嶺町 37 番 13 号先の区道上において、区が設置した放置自転車禁止看板付きバリケードが突風にあおられ、歩行中の相手方に倒れ掛かったため、相手方が転倒し、右大腿骨頸部骨折の負傷をした。事故後、相手方が認知症にり患していることが判明し、親族の協力を得て、相手方と損害賠償に係る交渉を継続していたところ、令和 6 年 10 月 7 日に相手方が死亡し、相手方の相続人 7 人のうち 6 人が損害賠償を請求した。

2 賠償金額

金 272 万 5,042 円

(提案理由)

区道上の設置物転倒による負傷事故の損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、この案を提出する。

第 103 号議案

区の義務に属する損害賠償の額の決定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 18 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

区の義務に属する損害賠償の額の決定について

ごみ収集作業における物品損傷事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定する。

記

1 事故の概要

令和 6 年 11 月 13 日午前 8 時 10 分頃、下丸子二丁目 13 番のマンション敷地内において、蒲田清掃事務所の職員が、ごみを保管するコンテナを当該マンションの保管庫に戻す際、当該コンテナを当該保管庫の扉に接触させ、当該扉が損傷した。

2 賠償金額

金 107 万 5,503 円

(提案理由)

ごみ収集作業における物品損傷事故の損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、この案を提出する。